

令和7年第1回函館市都市計画審議会 議事録

- **開催日時** : 令和7年2月17日(月) 14:00～14:40

- **開催場所** : 函館市役所 8階大会議室

- **出席者**
 - 委員 : 14名
 - 函館市 : 10名

- **傍聴者**
 - 報道関係者 : 0名
 - 一般傍聴者 : 0名

次 第

1 開 会

- (1) 傍聴者へ注意事項告知等
- (2) 審議会成立の要件の確認
- (3) 議事録作成の告知
- (4) 議事録署名人の指名

2 議 事

- (1) 都市計画の変更にあたっての審議
議案1 函館圏都市計画下水道の変更（函館市決定）
（南部下水終末処理場）
- (2) 諮問事項
議案2 函館市長期未着手都市計画道路の見直し方針（第2次）（案）
について

3 そ の 他

報告事項

函館市都市計画マスタープラン市民懇話会からの
「まちづくり提案書」について

4 閉 会

..... 1 開 会

..... (1) 傍聴者へ注意事項告知等

(会長)

定刻前ではございますが、出席予定の委員全員がおそろいになりましたので始めたいと思います。

[傍聴者いないため、注意事項告知等は無し]

..... (2) 審議会成立の要件の確認

(会長)

審議会の成立の要件を確認したいと思います。

本日は委員15名のうち14名に出席をいただいております。

そのため、委員の半数以上の出席の要件を満たし、本審議会が成立してございます。

それでは、令和7年第1回函館市都市計画審議会を開会いたします。

..... (3) 議事録作成の告知

(会長)

次に、本審議会の議事録の作成について告知いたします。

本審議会におきましては、議論の内容が明確となるよう、逐語で作成しております。

議事録の作成方法につきましては、事務局で案を作成し、私を含む委員3名により、会議内容と相違ないことの確認を行い、署名をもって完成としております。

また、完成した議事録については、発言者の氏名を表示せず、「委員A、委員B、委員C」と書き換えたものを、函館市のホームページで公開しております。

..... (4) 議事録署名人の指名

(会長)

それでは、本日の議事録署名人を決めたいと思います。

[会長が議事録署名人を指名]

..... 2 議 事

..... (1) 都市計画の変更にあたっての審議.....

(会長)

それでは、議事に入ることといたします。

本日の議案は、令和7年1月28日付けで函館市長から当審議会に付議および諮問された議案2件でございます。

議案1につきましては、函館市が都市計画を定める案件ですが、都市計画法第21条第2項により準用する同法第19条第1項の規定に基づき、都市計画を変更することについて、本審議会の議決を求められているものでございます。

議案2につきましては、函館市長期未着手都市計画道路の見直し方針（第2次）（案）について、当審議会に意見を求められているものでございます。

議事の進め方についてでございますが、まず、事務局から議案の内容を説明してもらい、次に、委員の皆様のご意見やご質問をお伺いすることといたします。

それでは、議案1の説明をお願いします。

(都市計画課長)

はい。

では、議案の説明をさせていただきますが、説明の前に、本案件に関連する部局の職員が出席しておりますので、職員を紹介させていただきます。

企業局上下水道部管路整備室計画担当課長の川尻でございます。

(管路整備室計画担当課長)

よろしくお願いたします。

(都市計画課長)

それでは、議案1 函館圏都市計画下水道の変更について、企業局上下水道部管路整備室計画担当の安藤より説明いたします。

(管路整備室計画担当主査)

企業局上下水道部管路整備室計画担当の安藤と申します。

よろしくお願いたします。

それでは着席にて説明させていただきます。

議案1 函館圏都市計画下水道の変更について説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、議案の1ページをお開き願います。

まず、1の変更概要ですが、函館市公共下水道のうち、その他の施設として都市計画に定められております、南部下水終末処理場の区域面積を約400㎡縮小し、約52,400㎡に変更しようとするものでございます。

変更箇所の位置および区域につきましては、議案の2ページから3ページにかけて表示してございます。

次に、2の変更理由でございしますが、令和5年度に公共下水道事業計画の見直しにより、計画汚水量が減少し、これまで想定しておりました、汚水処理施設の増設を要しなくなったことから、金堀町にあります南部下水終末処理場の都市計画に定めていた区域の一部を縮小変更しようとするものでございます。

恐れ入りますが、3ページをお開き願います。

南部下水終末処理場の汚水処理施設の区域図でございまして、右上の黄色で囲まれた三角形の斜線を表示している区域を、今回、都市計画の区域から除き、赤色の実線で囲まれた区域を変更後の区域にしようとするものでございます。

この縮小する区域の土地につきましては、今後、競輪場の施設用地として利用されることとなります。

なお、このたびの下水道の変更案につきましては、去る令和6年12月18日から令和7年1月10日までの2週間、縦覧を行いました。縦覧者ならびに意見書の提出はございませんでした。

以上、議案1について説明させていただきました。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

(会長)

ただ今、事務局から函館圏都市計画下水道のその他の施設のうち、南部下水終末処理場の一部区域を変更するとの説明がございました。

この件について、ご質問やご意見はございませんでしょうか。

はい、よろしくお願いいたします。

(委員A)

はい、委員Aといいます。

縮小するっていうことなんですが、競輪場の方の土地にするっていうか、これは競輪場の方では何か使う、何かそういうものがあるのかどうかということと、この400㎡を削除したことによって、南部下水終末処理場に何か影響があるのかどうかということと、あと、変更理由の文章の中に、計画人口とあるんですが、その計画人口の意味を教えてくださいのと、ここの下水処理、南部下水終末処理場なんですが、函館市の人口のどのぐらいの方達の人口の処理をしているのかと、あと、水洗化がまだ100%ではないっていうことで書かれてますが、今その100%に水洗化できるのかどうか含めて、お願いします。

(管路整備室計画担当主査)

まず、競輪場の予定につきまして、宿舍を建てる計画がございまして、そちらの施設用地の一部として使われる予定になっております。

次に、区域400㎡縮小による影響がないのかどうかにつきましては、先ほどもお話しさせていただいたとおり、令和5年度、昨年度に事業計画の変更を

行いまして、将来の計画汚水量を想定したんですけども、将来人口がかなり減り、その人口が減ることに伴って汚水量も減ってくるということで、今回、その400㎡落としたとしても、将来の計画には問題がないと判断しております。

(管路整備室計画担当課長)

続きまして、企業局の川尻より計画人口の意味について説明させていただきます。

計画人口でございますが、この南部下水終末処理場が受け持っております、その処理区域の計画人口は、11万1,260人であり、令和5年度の事業計画変更において推計し、定めたものでございます。

函館市の人口をどのくらいカバーしているかというところですが、この計画人口によるものでございます。

あと、水洗化がまだ100%ではないということで、将来できるかどうかということでございますが、人口に対しまして、水洗化は予定していない、例えば東部地区ですとかは処理区域としてございませんので、100%になることは難しいものと考えているところでございます。

(会長)

その他いかがでしょうか。

はい、よろしく申し上げます。

(委員B)

縮小が必要なのかどうなのかっていうのは、その用地を競輪場の方でお使いになるということで、それは理由というよりも、結果としてそれを使われるということは分かりましたが、これ先ほど、ご説明で公共下水道事業計画見直しによりという、こういうことでしたが、事業計画はもうすでに見直したということですね。

(管路整備室計画担当主査)

はい。

(委員B)

それを公表されてましたか。

ちょっと探しきれなかったもんですから、事業計画そのものが。

競輪場は見直したとか見ましたけれども。

(管路整備室計画担当主査)

事業計画の変更につきましては、公表はしておりませんでした。

(委員B)

公表しない理由というのは、今までも公表してないということですか。

前には公共事業、公共下水道事業計画変更書というのが市のホームページにも出てましたけれども。

(管路整備室計画担当主査)

一応、現在もなんですけども、市としては公表してないんですけども、国交省のホームページのリンクは貼らせていただいているような状況です。

国土交通省の方にアップロードされてるということになっております。

(委員B)

はい、わかりました。

(会長)

では、その他いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、他に無いようですので、議案1については、当審議会として付議

された議案のとおり可決するというところでよろしいでしょうか。

(委 員)

[異議なし]

(会長)

ありがとうございます。

それでは議案1 函館圏都市計画下水道の変更につきましては、付議された議案のとおり可決した旨を市長に通知することといたします。

..... **(2) 諮問事項**

(会長)

続きまして、議案2 函館市長期末着手都市計画道路の見直し方針（第2次）（案）について事務局から説明をお願いします。

(都市計画課長)

はい。

議案2 函館市長期末着手都市計画道路の見直し方針（第2次）（案）について説明させていただきます。

詳細につきましては、都市計画課茶野より説明申し上げます。

(都市計画課主査)

都市計画課の茶野です。

よろしくお願いいたします

着席にて説明させていただきます。

それでは、議案2 函館市長期末着手都市計画道路の見直し方針（第2次）（案）についてご説明いたします。

スクリーンをご覧ください。

本議案につきましては、計3回の小委員会にて調査・検討していただいた結果を踏まえまして、本審議会にてご審議いただき、取りまとめられたものを見直し方針（素案）として、令和6年10月16日付けで答申いただいたところでございます。

その後、昨年11月に本審議会から答申いただいた見直し方針（素案）をそのまま見直し方針（原案）として策定し、広く市民の意見を聞く必要があることから、令和6年11月18日から12月17日までの30日間、パブリックコメントを実施したところです。

最終案となる見直し方針（案）につきましては、本審議会から答申いただきました内容と変わっておりませんので、説明は省略させていただき、本日はパブリックコメントの実施結果を中心にご説明させていただきます。

パブリックコメントの実施につきましては、市政はこだて令和6年11月号に募集内容を掲載するとともに、原案を都市計画課および本庁舎1階や各支所にて入手できるようにしたほか、市のホームページにも掲載し、インターネット上で閲覧、印刷できるようにしたところでございます。

結果の概要につきましては、お手元の資料2、両面の1枚ものですね、に取りまとめております。

結果的には30日間で2名の方から、合計で10件のご意見が提出されております。

それぞれの意見の概要と、それに対する市の考え方についてご説明いたします。

まず、意見の1番としましては、将来人口や財政事情を考えると大胆な見直しが必要ではないかというご意見をいただきました。

この意見に対する市の考え方としましては、本方針（案）の8ページの新たな見直し方針の必要性と、27ページに記載があります見直し方針策定後の進め方の内容を一部抜粋しており、路線ごとに長期的な視点で総合的に点検・検証し、まちづくりの方針および将来の交通需要に見合った道路ネットワークが形成されるよう、見直しを行った結果となっており、また、存続となった路線

につきましては、検討を継続するとして、社会情勢の変化に応じ検証し、個別に対応することとしております。

次に、意見の2番として、第4環状線は必要なく、八幡通、操車場通は廃止すべきではないかとのご意見がございました。

お手元の資料1の見直し方針（案）の26ページをご覧ください。

A3横のですね、方針図になっております。

ご意見のあった八幡通は10番、操車場通は12番、第4環状線というのは都市マスだとかの構想路線としての位置付けとなっておりますので、記載はございません。

ご意見に対する市の考え方としましては、本方針(案)の16ページから20ページに記載がございます、各路線における見直し方針の検討結果より抜粋し、今後の新幹線の函館駅乗り入れの検討や札幌延伸に伴い経営分離される並行在来線の取り扱いなどの動向により、将来的な交通需要や周辺環境の変化が予測されることから、存続としており、今後は、それらを見据えつつ、再検討を行うこととしております。

次に、意見の3番としまして、東山日吉通は長大橋の築造が伴うため短縮あるいは部分廃止とするべきではないかとのご意見ですが、先ほど26ページの位置図では18番の路線となっております、本路線は主要幹線道路である放射4号線と交差してございまして、今後の放射4号線の事業化に向けた協議検討の中で、周辺道路網と併せて引き続き検討を行うこととしております。

続きまして、意見の4番としまして、西部環状線は廃止し、積雪時の除排雪を徹底させる必要があるとのご意見に対しまして、位置図では3番となっておりますが、函館市西部地区再整備事業などの施策推進による交通需要や沿道の土地利用などの変化などに応じ、引き続き検討を行うこととしております。

また、除排雪の徹底につきましては、すでに関係機関にお伝えしているところでございます。

次に、意見の5番としまして、廃止、一部区間廃止路線については妥当であるとのご意見に対しまして、市の考えとしましては、本方針（案）の27ペー

ジに記載してあります，見直し方針策定後の進め方より抜粋しまして，今後，住民や地権者などの関係者に対し説明会等を開催し，合意形成を図ったうえ，都市計画法に基づく変更手続きを進めたいとしております。

続きまして，ご意見の6番から10番に関しましては，バス路線の再編や電停のバリアフリー化などに関するご要望であったため，本方針の内容と直接関係のないご意見でありましたことから，これらのご意見に関しましては，すでに関係部局にお伝えしたところでございます。

以上，2名の方から10件のご意見がございましたが，これらご意見による見直し方針の修正の必要はないものと考えておりますことから，見直し方針（原案）を持って見直し方針（案）といたしました。

以上，議案2函館市長期末着手都市計画道路の見直し方針（第2次）（案）について，説明させていただきました。

ご審議のほど，よろしくお願いたします。

（会長）

ただ今，事務局からパブリックコメントの結果として，意見が10件提出されたので，その内容を精査した結果，意見による見直し方針の原案を修正する必要はないと判断し，原案どおり最終案としたとの説明がございました。

この件について，ご質問やご意見はございませんでしょうか。

いかがでしょうか。

はい。

（委員A）

2番のところなんですけど，廃止すべきだっていうふうな意見に対して，残すってということなんですけれども，検討して残すということなんですけど，例えばこれがですね，15ページの見直しの方向性の検討っていう図がありますよね。

その図からいくと，廃止になるのか，廃止にならないのかって下に行くんですけど，例えば，何がどこでもってクリアして，廃止すべきだという意見に対し

て廃止すべきでないっていうことで、理由は書かれてましたけど、見直しの路線で行くとどういふふうになりますか、ご説明お願いしたいと思います。

あと、もう1点なんですけど、1番の駒場通、今年こそ駒場通いくかなというふうにして、事業着手するのかなっていうふうにして、少し期待してましたけれど、残念ながら、できないっていうことなんですけど、実際その理由っていうんでしょうか、誰でもお金だっていうことはわかるんですけど、その理由について再度お聞きしたいと思います。

以上です。

(都市計画課主査)

すみません、少々お待ちください。

まず、八幡通、操車場通について存続としている理由っていうことですけども、このフローの中で、まず見直し対象路線として、未着手の道路としてあげられて、その後、ステップ2で必要性の検証という部分で、それぞれの路線について、必要性があるかないかっていう部分を検証をしてるんですけども、八幡通と操車場通につきましては、基本的には、将来の交通量上は必要となる路線という位置付けで、周りの道路とのバランスからも基本的には必要であるっていう位置付けになっているため、存続っていう形になってるんですけども。

ただ、特に八幡通については、線路をまたぐ道路としてかなり大きな跨線橋を作らなきゃいけないということで、財政的にはかなり厳しい中で、今後も、将来的に交通量が減っていく中でずっと存続のままかかっていうと、やはりそれは、さらなる人口減少とか交通量の減少で、ずっとやらないままにいるっていうことはないというふうには考えております。

ですので、線路をまたいでいる部分については、新幹線の札幌延伸と、今、市で検討している函館駅の新幹線乗り入れだとかによって、線路の扱いのほか、交通需要自体がかなり変動があると考えておりますので、それについては、札幌延伸後の交通需要だとか、函館駅、五稜郭駅周辺の沿道の利用状況がどういふふうになるかを見極めた中で、そのまま存続としてやらなきゃいけないもの

なのか、できないので見直す必要性があるのかっていう部分を保留している状況なので、今回のような考え方としております。

操車場通についても同じく、八幡通と接続する路線で、存続として併せて検討するという扱いにしております。

2つ目のですね、駒場通につきましては、今回の都市計画道路の見直しの中では存続として、位置付け的には中心市街地に近い道路として、必要性があるという判断ということになります。

事業を実施する土木部とも話をしているんですけども、そちらでもやる方向性で検討したいというふうには聞いているんですが、ちょっと予算だとか、整備をいざするっていうことに関しては、都市計画課としてはお答えできるようなものではないというふうに思っていますので、あくまで都市計画道路としては、必要性が高い道路ということで駒場通を位置付けております。

以上です。

(会長)

よろしいですかね。

はい、どうぞ。

(委員B)

見直し方針については、理解をいたします。

もう少し前に申し上げておくべきだったのかもしれませんが、存続廃止はまあいいんですが、今回、桐花通だけの変更、要は拡幅計画を現存の車幅で変更するというようなことだというふうに思うんですが、その際に、交通量が一定量ある道路ですから、渋滞緩和といいますか、例えば、右折車線の設置ですか、あるいは、冬期間は特に積雪だとか、除雪の関係でですね、特に右折車両があるような場合には、かなり後ろが詰まってしまうというようなことがありますんで、ここで決めることではないでしょうけれども、関係部局にもですね、そのことちゃんと申し上げて、変更は変更で構いませんが、その辺のとこ

ろはちゃんといくようにお願いしたいというふうに思います。

(会長)

はい、ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

それでは、その他いかがでしょうか。

ご意見ご質問等ありましたらよろしくお願ひします。

よろしいでしょうか。

それでは、他に無いようですので、議案2については、当審議会として同意するということでよろしいでしょうか。

(委 員)

[異議なし]

(会長)

ありがとうございます。

それでは、議案2 函館市長期未着手都市計画道路の見直し方針（第2次）（案）につきましては、同意した旨を市長へ答申することといたします。

..... **3 その他**

(会長)

続きまして、会議次第の3番目のその他に入ることといたします。

内容につきましては、報告事項といたしまして、函館市都市計画マスタープラン市民懇話会からのまちづくり提案書についてとなっております。

それでは、事務局から説明をお願いします。

(都市計画課長)

はい。

函館市都市計画マスタープラン市民懇話会からのまちづくり提案書について説明させていただきます。

詳細につきましては、都市計画課上田より説明申し上げます。

(都市計画課主査)

都市計画課上田です。

よろしく願いいたします。

着席にて説明させていただきます。

はじめに、事前にお渡ししております資料につきまして訂正がございます。

まちづくり提案書の目次につきまして、資料編の1市民懇話会で使用した資料（抜粋）が抜けておりましたので修正させていただきます。

修正した差し替え分につきましては、皆様のお手元にご用意しております。

それでは、報告事項といたしまして、令和7年1月16日付けで本市に提出のありました、まちづくり提案書についてご説明いたします。

都市計画マスタープランの見直しにつきましては、令和5年8月に本審議会へご報告のうえ、改定作業を進めているところでございます。

資料3まちづくり提案書の30ページをお開き願います。

市民懇話会設置要綱でございます。

令和6年度につきましては、要綱第1条に基づきまして、当該計画の見直しにあたり、市民意見を反映させる目的から函館市都市計画マスタープラン市民懇話会を設置しておりまして、本市の将来におけるまちのあり方についてご議論いただきました。

続きまして、32ページをお開きください。

市民懇話会委員名簿でございますが、市民懇話会の委員は9名で構成されておりまして、学識経験を有する者といたしまして、国立大学法人北海道教育大学准教授の奥平さんに座長をお務めいただきました。

また、市内で活動する関係団体の構成員といたしまして、一般社団法人北海道建築士会函館支部理事の三橋さん、函館商工会議所常議員の辻さん、社会福

社法人函館市社会福祉協議会事業部長の阿知波さん，函館地区バス協会事務局長の渡部さん，NPO法人NPOサポートはこだて理事の仙石さん，仙石さんには副座長をお務めいただきました，NPO法人はこだて街なかプロジェクトの小森谷さん。

それから，市内でまちづくり活動を行っている学生で構成される団体の構成員といたしまして，学生団体I S A R I B I w i t h代表の高澤さん。

そして，一般公募による委員といたしまして，堀田さんにご参加いただいたところでございます。

スクリーンをご覧ください。

市民懇話会の位置付けでございますが，昨年度実施いたしました市民アンケートや，今年度，全4回実施いたしました地区ワークショップでの意見を反映し，それらに基づきご議論いただいた内容をまちづくり提案書に取りまとめ，市民懇話会から市に提出いただくということになっております。

次に，まちづくり提案書の31ページにお戻りください。

市民懇話会の開催経過でございます。令和6年6月28日に第1回目の懇話会を開催し，その後は月1回のペースで，様々なまちづくりのテーマについてご議論いただきました。

また，最終回となる第7回におきましては，本懇話会での協議結果について取りまとめた，まちづくり提案書を作成いただいております。

次に，表紙をおめくりください。

目次でございますが，第1章人口減少社会に対応したまちのかたちから始まり，第5章本市の魅力と資源を生かしたまちづくりの方向性までの，5章12節で構成されております。

まず始めに，第1章の人口減少社会に対応したまちのかたちについてでございます。

この章は，暮らしに必要な施設のあり方，安心して暮らせる住環境，住み続けられるコンパクトなまちと，3節に分かれておりまして，内容といたしましては，「生活利便施設の立地は住宅地の中に混在していると良い」ですとか，

「空き家を利活用し、コストを安く提供することができれば、居住の誘導ができるのではないか」や、「市街地が低密度化している中で、交通・生活インフラの維持費もかかることから、まちをコンパクトにしていくことが大事である」などのご提案が記載されております。

次に、第2章の誰もが暮らしやすいまちのすがたについてでございます。

この章は、多様な人々、誰もが暮らしやすいまちのすがた、地域コミュニティの形成と、2節に分かれておりまして、内容といたしましては、「ここに行けば商業施設や娯楽施設など、求めるものがまとまってあるといった特色を持った地区があると暮らしやすさを感じる」ですとか、「地域に様々な世代が混在するコミュニティが形成されると、交流により活気が生まれ、安心や楽しみがある暖かい地域となるのではないかなどのご提案が記載されております。

続きまして、第3章の拠点地域間の移動と公共交通のあり方についてでございます。

この章は、拠点地域間の移動、誰もが安心して移動できるまちのあり方と、2節に分かれておりまして、内容といたしましては、「バスや市電などの主要な交通を結ぶハブとなる施設を整備することで、乗り換えがスムーズになることや、異なる交通モードの連携により、利便性を向上させることが必要である」ですとか、「南茅部といった東部地区へのライドシェア等の導入の検討」や、「歩行者が寄り道や雨宿りできるアーケードなどを意図的に配置する」、また、「シェアサイクルやカーシェアが普及することで、移動手段の選択肢が広がり、さらに交通系ICで利用できると普及する可能性がある」などのご提案が記載されております。

次に、第4章の都市機能の配置とまちなか居住のあり方についてでございます。

この章は、拠点となる地域に必要な機能、まちなか居住・まちなかの賑わい、まちなかの防災対策と、3節に分かれておりまして、内容といたしましては、「拠点となる地域（十字街・中心市街地・美原・湯川）はそれぞれ違った個性を持っており、このままだとそれぞれの地域がバランスよく成長するこ

とは難しいため、各地域の個性を生かしたまちづくりを推進する必要がある」ですとか、「一般住宅より世帯数が多くなる分譲マンションや賃貸マンションを建てて人を住ませることで、商業施設が増えていくのではないか」や、「函館は標高が低い場所が多く、津波により市街地の広い範囲が被害を受ける可能性があるため、避難ビルは都市機能にとって重要なポイントである」などのご提案が記載されております。

最後は、第5章の本市の魅力と資源を生かしたまちづくりの方向性についてでございます。

この章は、函館市の魅力と特色、地区別のまちづくりと、2節に分かれておりまして、内容といたしましては、「高等教育機関が多数あることを生かして、学生などが関わってA I デマンド交通などの新しい取り組みができるまになると、函館にとどまってくれたり、戻ってきてくれたりするのではないか」ですとか、「国際水産・海洋都市であることから、小さな水族館のような普段子どもを連れていけるような施設があると人が集まる新たな観光地にもなる。港町の特性を生かした取り組みが必要である」などのご提案が記載されております。

なお、第5章に係るご議論につきましては、昨年の8月から10月にかけて市が開催いたしました地区ワークショップでの意見を市民懇話会に報告し、その内容が反映されたご提案となっております。

ここで、地区ワークショップの開催概要を簡単に説明させていただきます。

地区ワークショップは、各地区にお住まいの方々の率直なご意見をいただきたいということで、町会関係者、子育て世代等の若い方々、学生の皆さんにご参加いただき、開催したものでございました。

地区の範囲につきましては、スクリーンをご参照ください。第1回目が西部、中央部、東央部地区を対象に実施いたしました。

第2回では北部、北東部地区を対象に実施いたしました。

第3回は東部地区で町会関係者や若い方々、また、4回目も同じく東部地区で、南茅部高校にご協力いただき、南茅部高校の学生を対象に実施いたしまし

た。

まちづくり提案書につきましては、以上のような内容が本編となっております。現行の都市計画マスタープラン策定時の市民提案につきましては、前回、平成23年の拡大路線だった方針をコンパクトシティへと方向を転換するべきというものでしたが、今回は、目指すべき方向性は変わらないものの、さらなる人口減少や少子高齢化社会に対応していくため、拠点となる地域の個性を生かしたまちづくりや、GXの推進となる市電を利用することによる環境負荷の低減など、また、交通系ICカードの導入などによるビッグデータを活用したDX、さらには、近年の災害の激甚化を受け、防災に対応したまちづくりが重要なポイントである、といったことが主だった焦点となっております。

なお、17ページ以降では、資料編といたしまして、市民懇話会で使用されました資料の抜粋などが掲載されております。

最後になりますが、今後のスケジュールについてでございます。

昨年度は市民アンケートを実施したところでございます。

今年度におきましては、ただいま説明をいたしました市民懇話会と地区ワークショップを開催いたしまして、これらについてはすでに終了しております。

そして現在は、都市計画マスタープランの素案の作成作業に入っているところでございまして、令和7年度には、庁内での調整や北海道との協議を経て、素案の確定、令和8年度には、確定した素案を基に原案を作成し、パブリックコメントを実施したうえで、本審議会に諮問、答申を行い、それとともに、市議会にも報告をさせていただき、案を決定していきたいと考えております。

以上、函館市都市計画マスタープラン市民懇話会からのまちづくり提案書について説明させていただきました。

(会長)

ただいま、事務局から函館市都市計画マスタープラン市民懇話会からのまちづくり提案書について説明がありました。

この件について、ご質問やご意見はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、函館市都市計画マスタープラン市民懇話会からのまちづくり提案書については、終了したいと思います。

..... 4 閉 会

(会長)

それでは、これをもちまして、令和7年第1回函館市都市計画審議会を閉会いたします。